

伊賀市土砂条例の施行状況と今後の対応

1. 施行状況

届出 1件 (埋立て面積：7000平米 事業の場所：長田地内)

2. 市土砂条例と県土砂条例との比較

	市 条 例	県 条 例
名 称	伊賀市土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例	三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例
制 定 日	平成30年3月28日	令和元年12月23日
施 行 日	平成30年7月1日	令和2年4月1日
対象となる事業	市外で発生した土砂の埋立て 埋立て面積 1000平米以上 埋立て量 1000立米以上	埋立て面積 3000平米以上 高さ1メートル以上
届出制・許可制	届出制	許可制
罰 則	無	有
周辺住民への周知義務	有	有
他法令の許認可がある場合の適用除外	有	有
土砂の安全基準	有	有
災害の発生を防止するための構造基準	有	有

3. 今後の対応

- ・ 施行後1年半が経過したが、大きな問題はなく一定の抑止効果があると考えられるため、市条例本則の見直しは行わず、施行規則を改正して、埋め立て面積が3000平米以上の事業については県条例を適用する。
- ・ 条例第8条の適用除外の要件として他の法令によって許認可を受けた事業で、規則で定めるものとしており、施行規則第6条で定める他の法令に三重県土砂条例を追加する。

発委第1号

議案第26号 伊賀市土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例の制定に対する附帯決議について

下記の決議を、伊賀市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成30年3月23日提出

提出者 伊賀市議会総務常任委員会
委員長 岩田 佐俊

記

議案第26号 伊賀市土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例の制定に対する附帯決議

本条例は、土壌汚染等の未然防止を図り、土砂等の流出等による災害を防止し、もって市民の安全と良好な生活環境を確保することを目的としている。

目的達成にかかる検証及び必要な見直しの検討を、施行日から3年以内に専門家を含めた第三者機関を設置し、行うことを求める。

三重県土砂条例(仮称)のあり方(中間案)の概要

§ ①

この条例は、土砂等の埋立て等に関する県、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、災害の未然防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

埋立て等行為前

【住民への周知】

§ ④

許可申請予定者は、周辺住民に対し、事業計画等について説明会等を実施

【土砂等の埋立等の許可】

§ ④⑤⑩

- ・土砂等の埋立て等の行為を行う面積3,000㎡以上かつ高さ1m超える場合
- ・土砂等の埋立て等の行為を行う土地の所有者の同意
- ・周辺住民への説明会等の実施
- ・国、地方公共団体等が行うものは適用除外

【許可基準】

§ ⑤⑥⑦⑧

- ・災害防止(構造基準への適合など)
 - ・生活環境保全(土砂基準への適合など)
 - ・申請者の資力及び信用
 - ・水質調査を行うための措置
- など

土砂等の搬入開始

埋立て等行為開始時

【土砂等の搬入規制】

§ ⑥

- 汚染された土砂等の埋立て禁止
 - ・何人も土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等を行ってはならない
- 土砂等の搬入等の事前届出
 - ・発生場所ごとに、同一の搬出場所から搬入する量が一定量までごとに、事前の届出が必要
 - ・土砂等発生元証明書(再生土等の場合はリサイクル認定書等)、汚染のおそれのないことを証する書類の添付

【埋立て等完了までの管理に関する規制】

§ ⑨⑭

- 埋立地の管理台帳への記載
 - ・土砂等の発生場所ごとの搬入量等を記載した管理台帳を作成し、一定期間ごとにその写しを報告
- 埋立地における水質調査
 - ・一定期間ごとに埋立地からの排水の水質を調査し、結果を報告
- 立入検査
 - ・埋立て等を行う者の事業場所等の立入検査

埋立て等行為完了時

【埋立て等完了までの管理に関する規制】

§ ⑨

- 土砂等の埋立て等に係る完了等の届出
 - ・埋立地の土砂等の堆積の形状や土壌及び水質調査の結果報告
- 完了検査
 - ・許可の内容に適合しているかを確認し、結果の通知

その他

【公表】

§ ④

- ・許可した埋立地一覧
- ・申請書等の縦覧
- ・許可取消しを受けた者
- ・措置命令等を受けた者など

【罰則】

§ ⑭

- ・無許可埋立
- ・命令違反
- ・無届・虚偽報告
- ・立入検査の拒否など

【土砂等搬入禁止区域】

§ ⑩

人の生命又は財産に危害が及ぶおそれのある場合、「土砂等搬入禁止区域」を指定し、何人も土砂等の搬入を禁止

【経過措置】

§ ⑬

- ・施行日から1年間の経過措置
- ・他法令等の許可期間が完了するまで

